

入札説明書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下、「会計規則」という。）及び本件委託業務（以下、「本業務」という。）に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下、「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

愛媛県立図書館耐震改修等工事に伴う仮設図書館移転等業務

(2) 委託業務の内容等

別添 仕様書及び委託契約書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和7年2月14日（金）まで

(4) 履行場所

移転元（搬出場所）：愛媛県立図書館（愛媛県松山市堀之内）

移転先（搬入場所）：アイテムえひめ（愛媛県松山市大可賀2丁目1-28）

NTT吉田浜倉庫（愛媛県松山市空港通6丁目13-5）

井関物流（大惣2号）倉庫（愛媛県松山市和気町1丁目563-13）

(5) 担当窓口

窓 口：愛媛県立図書館 庶務担当

所 在 地：〒790-0007 愛媛県松山市堀之内

電話番号：089-941-1441

E-mail：tosyokan@pref.ehime.lg.jp

2 入札関係書類の交付方法

令和6年7月31日（水）から令和6年8月21日（水）までの間、1（5）に掲げる場所での手交又はメールによる要求

※手交の場合は、愛媛県立図書館の休館日を除く日の、午前9時40分から午後6時まで（正午から午後1時までの間を除く。）とする。

※メールの場合は、件名を「県立図書館移転等業務について」とすること。

3 スケジュール

本業務に係る競争入札は、次のスケジュールで実施するものとする。

日 時	内 容
7月31日（水）	入札公告、入札説明書の交付開始
8月8日（木）	現地確認会への参加申込期限
8月13日（火）	現地確認会の開催
8月21日（水）	質問書の提出期限 （8月28日（水）までに愛媛県立図書館ホームページに回答を掲載） 入札参加資格確認申請書（関連資料含む）の提出期限 （8月28日（水）までに入札参加資格の有無を個別連絡）
9月3日（火）	開札、落札者の決定
9月上旬	契約締結

4 入札参加者に必要な資格

愛媛県知事の審査を受け、令和5年度から7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有する又は9（3）に掲げる開札日時までに有する予定と認められた者で、かつ、次の条件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4の規定に該当しないこと
- (2) 7（2）に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、愛媛県知事が行う入札参加資格停止の期間中でないこと
- (3) 愛媛県内に本店又は支店若しくは営業所等を有すること
- (4) 一般貨物自動車運送事業の許可を有すること
- (5) 入札公告の日から過去5年以内に、国又は地方公共団体等から移転業務を2件以上受託し、かつ、誠実に履行した実績を有すること（入札に参加しようとする者の本社又は支店若しくは営業所等が実績を有する場合など、その関係性から実質的に実績を有すると認められる場合を含む）
- (6) 共同企業体で参加する場合は、以下の要件を全て満たしていること
 - ア すべての構成員が、上記の（1）～（3）の要件を満たしていること
 - イ 構成員のいずれかが（4）及び（5）の要件を満たしていること
 - ウ 構成員が、他の共同企業体の構成員又は単独で本入札手続きに参加していないこと

5 現地確認会の開催

(1) 参加申込

入札参加予定者を対象に、愛媛県立図書館の現地確認会を開催するので、参加を希望する場合は、令和6年8月8日（木）午後6時までに現地確認会参加申込書（様式1）を1（5）に掲げる場所に持参、郵送又は電子メール（メールの標題は「移転等業務に係る現地確認会への参加について」とし、メールを送信した旨を電話連絡すること。）により提出すること。

なお、現地確認会の参加は本業務に係る競争入札への参加条件ではない。

(2) 実施日

現地確認会は次のとおり午前と午後の2回に分けて行うこととし、参加希望者は図書館の指示に従い、いずれかの回に参加することとする。

なお、詳細については、令和6年8月12日（月）までに（1）で提出のあった現地確認会参加申込書に記載されているメールアドレスあてに、電子メールにより通知する。

日 時		場 所
令和6年8月13日（火）	午前10時00分～	愛媛県立図書館
	午後1時30分～	

(3) 参加条件

- ア 参加に必要な交通機関等の手配はすべて参加者自身が行い、その費用についても負担すること。※自動車等を使用する場合は、近隣の愛媛県庁西駐車場等を利用すること。
- イ 現地確認会開始時間までに、指定する場所に集合すること。
- ウ 現地確認会に参加できる人数は、1社につき3人までとする。
- エ 図書館が指定する場所以外には立ち回らないこと。
- オ 原則、写真撮影は認めない。
- カ 現地確認会で知り得た情報については、本業務に係る競争入札に参加する目的以外で使用しないこと。

6 入札に関する質問

本業務に係る競争入札についての質問がある場合は、次のとおり質問書（様式2）を提出すること。

(1) 提出期限

令和6年8月21日（水） 午後6時まで

(2) 提出方法

質問書を1（5）に掲げる場所に持参、郵送又は電子メール（メールのタイトルは「移転等業務に係る質問書の提出について」とし、メールを送信した旨を電話連絡すること。）により提出すること。

(3) 質問への回答

全ての質問及び回答を取りまとめ、令和6年8月28日（水）までに愛媛県立図書館ホームページに掲載する。

なお、口頭での回答には、応じない。

7 入札参加資格の確認

入札参加者は、入札参加資格の有無に係る確認を受けるため、次のとおり書類を提出しなければならない。

(1) 提出書類

ア 誓約書（様式3）

イ 入札参加資格確認申請書（様式4）

ウ 一般貨物自動車運送事業の許可書の写し

エ 履行実績確認書（様式5）

4（5）の確認資料として、履行実績確認書に必要事項を確認のうえ、提出すること。

また、その挙証資料として、契約の相手方、期間及び業務内容を確認できる契約書等、履行実績を証明することができる資料を併せて提出すること。

オ 入札（契約）保証金免除申請書及び関係資料（入札（契約）保証金の免除を申請する場合）

※別添「入札（契約）保証金について」を参照

カ 共同企業体協定書の写し及び委任状（共同企業体の場合のみ）

※別紙1「共同企業体協定書記載例」、別紙2「委任状（共同企業体）」を参照して、作成すること。

(2) 提出期限

令和6年8月21日（水） 午後6時まで

(3) 提出方法

1（5）に掲げる場所に持参又は郵送すること（期限必着）。

※持参する場合は、愛媛県立図書館の休館日を除く日の、午前9時40分から午後6時まで（正午から午後1時までの間を除く。）とする。

(4) 確認結果

提出された入札参加資格確認申請書等の内容を確認し、参加資格の有無について、令和6年8月28日（水）までに、入札参加資格確認申請書に記載されているメールアドレスあてに、電子メールにより通知する。

(5) 注意事項

ア 申請書の作成に係る費用は、申請者が負担すること。

イ 提出された申請書は返却しない。

ウ 申請書について説明を求められた場合は、それに応じること。

8 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

- (1) 7による確認の結果、入札参加資格を認められなかった者は、その理由について、図書館長に対して説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明を求める場合は、その旨を記載した書面を、令和6年9月6日(金)午後6時まで
に1(5)に掲げる場所に持参又は郵送により提出すること。
※持参する場合は、愛媛県立図書館の休館日を除く日の、午前9時40分から午後6時まで(正午から午後1時までの間を除く。)とする。
- (3) (2)の書面を提出した者に対する回答は、令和6年9月13日(金)までに、文書で通知(郵送)する。

9 入札書の提出先等

- (1) 提出先
愛媛県立図書館 2階 第2会議室
- (2) 提出日時
令和6年9月3日(火) 午後1時30分
- (3) 開札日時及び場所
日 時：令和6年9月3日(火) 午後1時30分(提出後即時開札)
場 所：愛媛県立図書館 2階 第2会議室

10 入札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、本業務に係る仕様書、契約書案のほか、会計規則や契約に関して知事が別に定めるものを熟覧のうえ、入札すること。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札書(様式6)及び委任状(様式7：代理人の場合)を直接提出すること。郵便、加入電話、電報、FAX、メール、その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、次の事項を記載した入札書を提出すること。
 - ア 業務名
 - イ 入札金額
 - ウ 入札参加者本人の住所、氏名(法人の場合は、名称又は商号及び代表者の職氏名。以下同じ)及び押印(外国人の署名を含む。以下同じ)
 - エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名及び代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- (5) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。
- (6) 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を使用すること。
- (7) 入札書は、任意の封筒に入れて封入し、封筒の表には、業務名及び入札参加者本人の氏名を記載して提出すること。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印すること。ただし、金額部分の訂正は認めない。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (10) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。この場合において、入札執行者は入札者の損害に対する責を負わないものとする。

- (11) 入札金額は、本業務の受託に要する総額費用（一切の諸経費を含む。）を見積もるものとする。
なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（入札者が見積もる金額。1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札参加者又はその代理人は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (12) 入札後に、入札関係資料等についての不知、不明等を理由として異議を申し立てることはできない。

11 開札

- (1) 入札公告等により競争入札参加資格審査申請書を提出した者について、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき、又は資格を有すると認められなかったときは、当該者の提出した入札書は落札決定の対象としない。
- (2) 開札の日時及び場所は9（3）のとおりとする。
- (3) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (4) 入札会場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員及び11（3）の立会職員以外の者は入室することができない。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては入札会場に入場できない。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することはできない。
- (7) 入札会場において、次のいずれかに該当する者は、当該入札会場から退去させる。
ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
イ 公正な価格を害し、又は、不正な利益を得るための連合をした者
- (8) 入札参加者又はその代理人は、本業務に係る競争入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (9) 開札した場合において、入札参加者の入札のうち、予定価格の制限内の価格での入札がないときは、再度の入札を行う。
- (10) 再度入札を2回（初度入札を含め合計3回）行ってもなお落札者がいないときは、2回を限度として見積り（様式8）に移行するものとする。

12 入札保証金

会計規則第135条から第137条までの規定による。

- (1) 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する（別添「入札（契約）保証金について」を参照）。
- (2) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、愛媛県に帰属する。
- (3) 12（1）（2）に定めるもののほか、入札保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

13 無効の入札書

次のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 公告に示した入札参加者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 業務名及び入札金額のない入札書

- (3) 入札参加者本人の住所、氏名及び押印のない、又は判然としない入札書
- (4) 代理人が入札をする場合は、入札参加者本人の住所、氏名及び代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く）
- (5) 業務等の名称に重大な誤りのある入札書
- (6) 入札金額の記載が不明瞭な入札書
- (7) 入札金額を訂正した入札書
- (8) 入札保証金を必要とする者で、その額が所定の額に達しない入札書
- (9) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (10) 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書
- (11) その他、会計規則又は入札に関する条例に違反した入札書

14 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限内で最低の価格をもって入札した者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) 14（2）の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執務事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び落札金額を、落札者とされなかった入札者に通知するものとする。
- (5) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

15 契約保証金

会計規則第 152 条から第 154 条までの規定による。

- (1) 契約保証金は契約金額の 10 分の 1 以上の額を納付しなければならない。ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する（別添「入札（契約）保証金について」を参照）。
- (2) (1) に定めるもののほか、契約保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

16 契約書の作成

- (1) 落札者は、指定の期日までに契約書を取り交わすものとする。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 落札者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

17 契約条項

別添 委託契約書及び添付書類のとおり。

18 競争入札参加資格審査に関する事項

令和5年度から7年度までの製造の請負等に係る競争入札参加資格審査申請に関する事項の照会及び申請書の提出先

窓 口：愛媛県出納局会計課用品調達係

住 所：〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2（本館2階）

電 話：089-912-2156

19 その他事項

- (1) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が、本業務に係る入札契約の手続きに関して要した、費用については、全て当該者が負担すること。
- (2) 本業務に関する紹介先は、1（5）に掲げる担当窓口とする。

【様式1】

現地確認会参加申込書

令和 年 月 日

愛媛県立図書館長 様

住 所：
商号又は名称：
代表者職氏名：

愛媛県立図書館耐震改修等工事に伴う仮設図書館移転等業務の競争入札への参加にあたり、下記のとおり現地確認会への参加を申し込みます。

記

1 参加者（氏名（ふりがな））

- (1)
- (2)
- (3)

2 参加希望時間帯（希望する時間帯に丸をつけてください）

開催日時		場 所	参加希望
令和6年8月13日（火）	午前10時00分～	愛媛県立図書館内 （松山市堀之内）	
	午後1時30分～		

※参加希望者数によっては、時間帯を調整させていただく可能性があることをご承知おきください。（調整例：希望時間帯と別の時間帯での案内、上記以外の時間帯の設定等）

3 代表者連絡先（参加者から選出してください）

代表者職氏名：
連絡先（電話）：
連絡先（メール）：

※電子メールにより提出した場合、提出後に担当窓口まで電話連絡してください。

【様式2】

愛媛県立図書館耐震改修等工事に伴う仮設図書館移転等業務
に関する質問書

令和 年 月 日

住 所 :

商号又は名称 :

代表者職氏名 :

担当者職氏名 :

連絡先(電話) :

連絡先(メール) :

質問年月日 令和 年 月 日

No	質 問 事 項
1	
2	
3	

<注意事項>

- 1 質問が多いときは、適宜、欄を増やしてください。
- 2 質問事項に質問者が特定できるような情報は記載しないでください。
- 3 質問への回答は、全ての質問及び回答を取りまとめ、令和6年8月28日(水)までに愛媛県立図書館ホームページに掲載します。

※質問書を電子メールにより提出した場合、提出後に担当窓口まで電話連絡してください。

【様式3】

誓 約 書

令和 年 月 日

愛媛県立図書館長 様

住 所 :

商号又は名称 :

代表者職氏名 :

愛媛県立図書館耐震改修等工事に伴う仮設図書館移転等業務について、落札した場合は、契約書、仕様書及び愛媛県会計規則等に従い、責任を持って当該業務を実施することを誓約します。

【様式4】

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

愛媛県立図書館長 様

住 所 :

商号又は名称 :

代表者職指名 :

担当者職氏名 :

連絡先(電話) :

連絡先(メール) :

愛媛県立図書館耐震改修等工事に伴う仮設図書館移転等業務の競争入札に参加したいので、下記の書類を添えて申請します。

なお、入札公告及び県が入札に関して定める規定を遵守するとともに、この申請書の全ての記載事項及び添付書類の内容については、事実と相違なく、また、入札参加資格条件を満たしていることを確約します。

記

- 1 一般貨物自動車運送事業の許可書の写し
- 2 履行実績確認書(様式5)
- 3 2の記載内容の挙証資料
- 4 入札(契約)保証金の免除申請の有無(いずれかに✓)
 申請あり(申請書及び関係資料を併せて提出してください。)
 申請なし

履行実績確認書

商号又は名称：

業 務 概 要	業 務 名	
	発注機関名	
	履 行 場 所	
	契約金額(税込)	
	履 行 期 間	年 月 ~ 年 月
業 務 内 容		

<注意事項>

- 1 2件の契約について、それぞれ別用で記載してください。
- 2 記載内容の挙証資料として、契約の相手方、契約期間及び業務内容を確認できる契約書等、履行実績を証明することができる資料を併せて提出してください。

【様式6】

入 札 書

令和 年 月 日

愛媛県立図書館長 様

入札者 住 所
商号又は名称
代表者職氏名 印

代理人 氏 名 印

下記のとおり、愛媛県会計規則を遵守し、契約条項を承認のうえ入札します。

	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
金 額									

業務名：愛媛県立図書館耐震改修等工事に伴う仮設図書館移転等業務

<注意事項>

- 1 代理人が入札する場合は、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名に加え（代表者印がある場合は無効）、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入し、委任状に押印した印を押印してください。
- 2 入札金額は頭に¥を付し、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載してください。
- 3 入札金額は訂正できません。その他事項の訂正等は、当該箇所に押印してください。

【様式 7】

委 任 状

令和 年 月 日

愛媛県立図書館長 様

委任者 住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

私は、住所

氏名

印 を代理人と定め、

令和 6 年 9 月 3 日執行の下記の競争入札に関する一切の権限を委任します。

記

愛媛県立図書館耐震改修等工事に伴う仮設図書館移転等業務

【様式8】

見 積 書

令和 年 月 日

愛媛県立図書館長 様

見積者 住 所
商号又は名称
代表者職氏名 印

代理人 氏 名 印

下記のとおり、愛媛県会計規則を遵守し、契約条項を承認のうえ見積りします。

	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
金 額									

業務名：愛媛県立図書館耐震改修等工事に伴う仮設図書館移転等業務

<注意事項>

- 1 代理人が見積する場合は、見積者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名に加え（代表者印がある場合は無効）、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入し、委任状に押印した印を押印してください。
- 2 見積金額は頭に¥を付し、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載してください。
- 3 見積金額は訂正できません。その他事項の訂正等は、当該箇所に押印してください。

【別紙1 共同企業体協定書記載例】

(運営委員会)

第9条 当共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成、業務の履行の基本に関する事項並びに資金管理方法その他の当共同企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、委託業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、委託業務の履行に関し、委託契約書に従い、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当共同企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、当共同企業体の代表者名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当共同企業体は、委託業務の完了後、当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により、構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条の規定する出資の割合により、構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、委託業務を完了する日まで当企業体を脱退することはできない。ただし、発注者及び他の構成員から承認を受けた場合はこの限りでない。

2 前項ただし書の規定により、委託業務の完了前に脱退した者がある場合においては、残存する構成員が委託業務を完了させるものとする。

3 第1項ただし書の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資割合を、残存構成員に加えることとする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から第14条の規定により当該構成員が負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じても脱退構成員への利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 当共同企業体の構成員のうちいずれかが業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

【別紙1 共同企業体協定書記載例】

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、発注者の承認により残存構成員を代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第20条 当共同企業体が解散した後においても、当該業務につき、契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇共同企業体協定書を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 印

△△株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 印

※受任者が「共同企業体の結成について」委任を受けている場合は、受任者名・印でも可
この場合、商号名称は支店名（事務所名等）まで記入すること。

委 任 状 （ 共 同 企 業 体 ）

令和 年 月 日

愛媛県立図書館長 様

共同企業体の名称 ○○・○○共同企業

委任者（構成員）	住 所	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	印

受任者（代表者）	住 所	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	印

私（委任者）は、愛媛県立図書館耐震改修等工事に伴う仮設図書館移転等業務について、上記の共同企業体代表者（受任者）を定め、愛媛県立図書館と共同企業体との間における次の事項に関する権限を委任します。

- （1）入札及び見積もりに関する権限
- （2）契約締結に関する権限
- （3）発注者と折衝する権限
- （4）委託料の請求及び受領に関する権限
- （5）各種保証金の納付並びに還付請求及び受領に関する権限
- （6）代理人の選任に関する権限
- （7）その他契約履行に関する一切の権限